

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ⇩ 書画の譲渡

**Q** : 私は、ある事情から家宝として所持してきた書画を売却して生活費に充てることにしました。売却の値段は150万円程度ですが、この150万円にも所得税がかかるのでしょうか。

**A** : 譲渡益に対して課税されます。

#### 【解説】

資産を譲渡した場合の利益は、一般に譲渡所得として所得税がかかりますが、生活の用に供する動産の譲渡所得については、原則として非課税とされています。

ただし、生活用動産であっても、次のもので1個又は1組の価額が30万円を超える場合の譲渡益については、所得税がかかります。

- (1) 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べっこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品
- (2) 書画、骨とう及び美術工芸品

ご質問の場合は、(2)に該当し、譲渡価額も30万円を超えますので譲渡益について総合課税の譲渡所得として課税されることになります。

ちなみに、上記(1)及び(2)の動産のうち1個又は1組の価額が30万円を超えるものや、別荘などは、生活に通常必要でない資産とされ、これらについて譲渡損が計算された場合には、その年中に他の譲渡所得がある場合は通算ができますが、譲渡所得以外の所得との通算はできないこととされています。

